

2023年4月版

介護保険における 住宅改修について

須賀川市

〔問い合わせ先〕 長寿福祉課介護保険係

☎0248-88-8117

目 次

1	制度概要について	… 1
2	対象要件について	… 1
3	支給限度基準額について	… 1
4	支払方法について	… 2
5	施工業者について	… 2
6	住宅改修に関する注意点	… 3
7	住宅改修の種類について	… 5
8	住宅改修費の算定上の留意点	… 9
9	手続の流れ	… 10
10	介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書〔記載例〕	… 12
11	住宅改修が必要な理由書〔記載例〕	… 14
12	工事費見積書（工事費内訳書）〔作成例〕	… 16
13	平面図〔作成例〕	… 18
14	改修前及び改修後の写真〔見本〕	… 19
15	委任状〔記載例〕	… 20
16	介護保険住宅改修費用額明細書兼確認書〔記載例〕	… 22
17	領収証〔見本〕	… 23
18	提出書類確認リスト〔記載例〕	… 24
19	介護保険住宅改修費申請取下げ書〔記載例〕	… 26
20	受領委任払取扱事業者登録について	… 27
21	住宅改修理由書作成手数料について	… 28
22	介護予防住宅改修事業（介護保険以外のサービス）	… 29
23	住宅改修における事業者の選定について（参考）	… 30

1 制度概要について

在宅の要介護認定・要支援認定（以下「要介護認定」という。）を受けている被保険者が、手すりの取付け等厚生労働大臣が定める種類の住宅改修を行い、心身や住宅の状況等から必要と認められる場合に、その費用の一部が住宅改修費として支給されます。

※ 日常生活の状況に合わせた住宅改修計画を立てるため、着工前に必ず担当の介護支援専門員又は地域包括支援センター職員（以下「ケアマネージャー等」という。）に相談してください。

2 対象要件について

次の要件を満たす須賀川市の被保険者が対象になります。

- (1) 要介護認定を受けており、認定期間内であること
- (2) 介護保険被保険者証に記載されている住所地の改修であること
- (3) 被保険者本人が在宅であること（入院、入所、外泊は不可）
- (4) 工事内容が介護保険制度の給付対象であり、事前申請の書類にその必要性について記載されていること
- (5) 住宅改修の着工前に事前申請して、市に承認されていること

3 支給限度基準額について

支給額については、住宅改修費用から利用者負担の割合分を除いた金額ですが、利用できる総額に上限があります。これを支給限度基準額といいます。

支給限度基準額は、要介護状態区分に関わらず、同一被保険者及び同一住宅で20万円（支給額18万～14万、利用者負担額2万～6万）です。

なお、支給限度基準額20万円の範囲内であれば、何回かに分けて申請することもできます。また、次の場合には上限額20万円の再度の利用が認められます。

(1) 3段階リセット ※1回限り

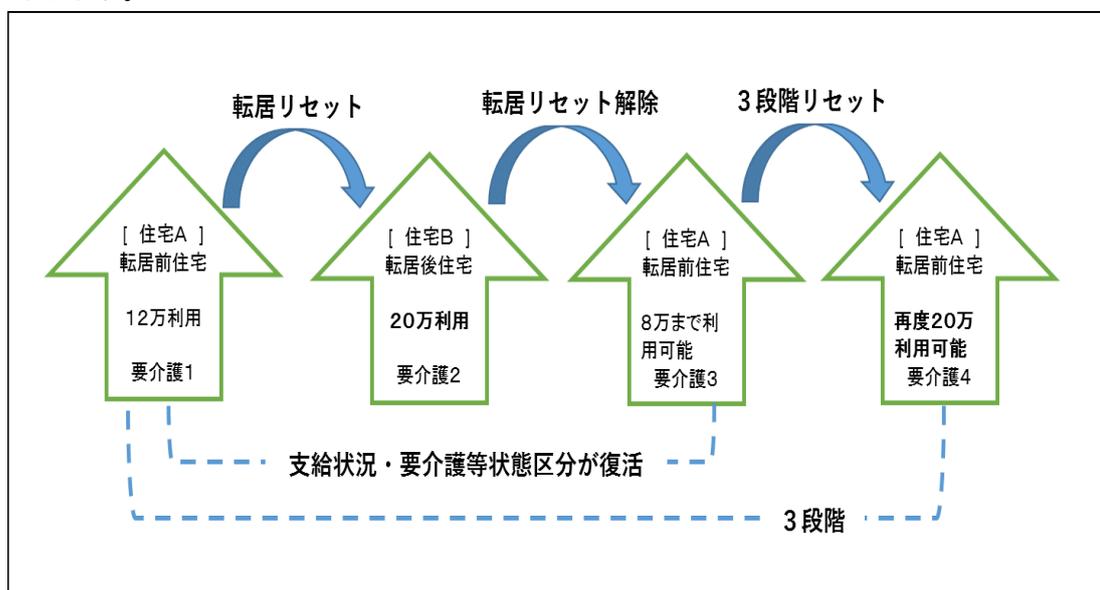
初めて住宅改修費が支給された住宅改修の着工日の要介護状態区分から、3段階以上重くなった場合は、例外的に改めて20万円を支給限度基準額として申請が可能になります。ただし、この3段階リセットは1回限りとなります。3段階リセット前に支給限度基準額の残額があっても持ち越しはされません。

初回の住宅改修着工日の 要介護状態区分	追加の住宅改修着工日の 要介護状態区分
要支援1 経過的要介護	要介護3 要介護4 要介護5
要支援2 要介護1	要介護4 要介護5
要介護2	要介護5

(2) 転居リセット

転居した場合、前住所地で住宅改修を利用していても、転居先で新たに20万円を支給限度基準額として申請が可能になります。

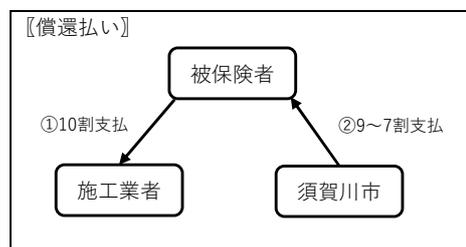
また、3段階リセットも、転居後の住宅で住宅改修した着工日の要介護状態区分が基準となります。



4 支払方法について

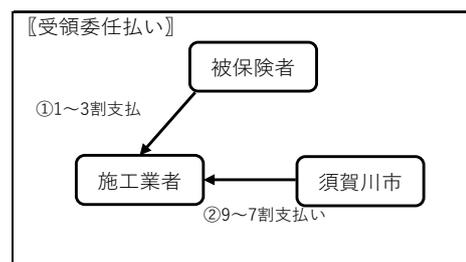
(1) 償還払い

被保険者がいったん改修費用全額を施工業者に支払い、介護保険対象の住宅改修に係る費用（給付対象部分）の9割～7割の金額について、後日被保険者に支給されます。



(2) 受領委任払い

給付対象部分のうち、被保険者は利用者負担分（1割～3割）の金額のみ施工業者に支払い、残りの9割～7割については、市が施工業者に直接支給します。なお、介護保険料滞納に伴う給付制限により、「支払方法の変更」などの措置を受けている方はご利用できません。



5 施工業者について

(1) 償還払いの場合

業者の制約はありません。（ご家族による施工も可）

(2) 受領委任払いの場合

受領委任払取扱業者として登録のある業者のみとなります。（登録業者は市ホームページに掲載しています）

※この登録は、施工業者が行う工事について市が安全性等を保障するものではありません。

6 住宅改修に関する注意点

(1) 住宅改修における制約について

厚生労働省の通知において、住宅改修費の支給対象となる住宅改修は「被保険者の資産形成につながらないよう、また住宅改修について制約を受ける賃貸住宅等に居住する高齢者との均衡等も考慮して、手すりの取付け、床段差の解消等比較的小規模なもの」とされており、法令等で定められた改修項目で、担当のケアマネージャー等が必要と認めたものに限り対象になります。

(2) 新築や増築の住宅改修について

住宅の新築や増築（新たに居室を設ける等）は支給対象外です。ただし、竣工日以降に手すりを設置するなどの場合は支給対象とします。

(3) 老朽化等に伴う住宅改修について

改修理由が単に老朽化や故障等の場合は支給対象外です。

(4) ADL（日常生活動作）の範疇から逸脱する住宅改修について

介護保険の住宅改修は、あくまでも在宅生活を続けていくための動作（食事摂取、トイレに行く、入浴する、外出するなど被保険者本人の身の回りの動作）を助けるものです。趣味や仕事といった本人の生きがいや生活を充実させるための工事は支給対象外です。

(5) 一時的に身を寄せている住宅の改修について

介護保険被保険者証に記載されている住所地の改修が支給対象になります。そのため、被保険者証に記載されている住所地以外で、一時的に居住するための住宅改修は支給対象外です。

(6) 施設入所者の自宅の改修について

施設入所者が自宅へ外泊する場合でも、生活の拠点は施設にあるため支給対象外です。

(7) 住宅改修に係る事前申請について

- ▶ 着工前に必ず担当のケアマネージャー等に相談し、市役所に事前申請してください。事前申請をしないまま着工した改修工事は支給対象外です。
- ▶ 要介護認定申請中の方でも事前申請できます。事前申請承認後であれば工事着工は可能ですが、事後申請は認定結果が出た後になります。認定結果が「非該当」の場合は、申請取下げとなります。
- ▶ 入院（入所）中の方でも退院（退所）予定があれば事前申請できます。事前申請承認後であれば工事着工は可能ですが、事後申請は退院（退所）した後になります。（一時帰宅中の事後申請は認められません）退院（退所）できなくなった場合は、申請取下げとなります。

(8) 改修工事完了前に被保険者が入院（死亡）した場合について

- 住宅改修完了前に被保険者が容態の急変等により入院し、退院の見通しが見つからない場合は、入院するまでに工事が完成した部分までが支給対象になります。
- 住宅改修完了前に被保険者が死亡した場合は、死亡時に完成している部分までが支給対象になります。

(9) 担当のケアマネージャー等がない場合について

お住いの地域を担当する地域包括支援センターにご相談ください。

事業所名	担当地区	住所	電話番号
中央地域包括支援センター	須賀川・浜田	須賀川市八幡町135番地 (須賀川市役所内)	88-8215
西部地域包括支援センター	西袋・稲田・仁井田	須賀川市長祿町1番地 (公立岩瀬病院西側)	75-3222
東部地域包括支援センター	小塩江・大東	須賀川市小作田字仲田23番地1 (大東公民館斜め向い)	79-1551
長沼・岩瀬地域包括支援センター	長沼・岩瀬	須賀川市志茂字末津久保1番地2 (特別養護老人ホーム長沼ホーム)	67-3113

7 住宅改修の種類について

※ 参考事例は、あくまでも一般的な事例を取り上げています。対象の可否については、被保険者の身体状況等により個別に判断する場合がありますので、事前に長寿福祉課介護保険係にご相談ください。

(1) 手すりの取付け

廊下、トイレ、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に転倒予防や移動、又は移乗動作の補助を目的として、手すりを設置する工事です。手すりの形状は、二段式、縦付け、横付け等適切なものとします。

〔付帯工事〕

- ・手すり取付けのための下地補強
- ・既存手すりの撤去費（付替え、移設の場合）

〔参考事例〕

対象工事	○居室内の手すり（居間、トイレ、浴室、玄関、階段等） ○敷地内の手すり（玄関ポーチ、門扉までの通路等） ○下駄箱などの家具等への手すり取付け（安全性が確認できる場合に限る） ○手すりの付替え、移設（身体状況の変化による場合のみ）
対象外工事	×集合住宅などの共用部分の手すり（所有者の承諾があれば可） ×敷地外の手すり ×転落防止のための柵 ×福祉用具の手すりを置くだけ（取付け工事を伴うものは可）

※取付け工事で固定しない床置きや便器を囲んで使用する手すりは「福祉用具貸与」の対象になります。

(2) 段差の解消

敷居を低く（撤去）する、スロープの設置、浴室の床の嵩上げ等工事を伴う居室、廊下、トイレ、浴室、玄関等の各部屋間の床の段差及び玄関から道路までの通路等の段差や傾斜の解消工事です。

〔付帯工事〕

- ・浴室の段差解消（浴室の床の嵩上げ）に伴う給排水工事
- ・転落防止柵の設置（スロープ設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置）

〔参考事例〕

対象工事	○各居室の敷居を低く（撤去）する工事 ○スロープ・踏み台を固定設置する工事 ○浴室の洗い場の嵩上げ工事 ○敷石をコンクリートスロープにする工事 ○居室や廊下の段差をなくす工事 ○階段の勾配を緩やかにする工事 ○浴槽をまたぎやすい低いものに取替える工事 ○傾斜の解消
対象外工事	×床下収納スペースを埋める工事 ×スロープや踏み台を固定せずに置くだけの工事 ×昇降機、リフト、段差解消機等を設置する工事 ×着脱式の踏み台の設置（着脱できないよう固定する場合は対象） ×浴槽の取替えに伴う給湯器、シャワー、水栓の工事 ×転落防止柵の設置単独の工事（転落防止柵の設置は、段差や傾斜の解消に付帯する工事として認められるため）

※取付け工事で固定しないスロープは「福祉用具貸与」、取付け工事で固定しない浴槽用すのこについては「福祉用具購入」の支給対象になります。

※玄関以外の場所（勝手口や縁側など）から出入りするのための改修工事を行う場合は、理由書に日常生活の動線として当該場所を利用している旨を記入してください。

(3) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更

居室では畳から板製床材やビニール製床材等への変更、浴室では滑りにくい床材への変更、通路面においては工事を伴う滑りにくい舗装材への変更などの工事です。

〔付帯工事〕

- ・床材の変更のための下地や根太（ねだ）補強
- ・通路面の変更のための路盤の整備

〔参考事例〕

対象 工 事	<ul style="list-style-type: none"> ○畳から板製床材、ビニール製床材等への変更 ○浴室の床材を滑りにくい床材に変更 ○屋外の通路を滑りにくい舗装材に変更 ○階段の滑り止め（固定されているもの）
対 象 外 工 事	<ul style="list-style-type: none"> ×老朽化による床材の張替え ×滑り止めマットを洗い場に置くだけ ×転倒時のけが防止のため、床を柔らかい材質のものに変更

※改修後の変化や効果が明らかでない工事（例：居室のフローリングを別のフローリングに変える工事等）は支給対象外です。

(4) 引き戸等への扉の取替え

開き戸を引き戸、折り戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体を取替える工事のほか、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置等も含まれます。

〔付帯工事〕

- ・扉の取替えに伴う壁や柱の改修工事

〔参考事例〕

対 象 工 事	<ul style="list-style-type: none"> ○開き戸から引き戸、折り戸、アコーディオンカーテン等への取替え ○重い引き戸から軽い引き戸への取替え ○扉位置の変更 ○扉の撤去 ○ドアノブの変更 ○戸車の設置
対 象 外 工 事	<ul style="list-style-type: none"> ×自動ドアに取替えた場合の動力部分相当費用 ×扉の新設（身体状況により移動や福祉用具導入に支障が生じる場合で、扉の位置の変更に比べ、費用が低廉に抑えられる場合は対象。壁を取壊す費用は対象外） ×間口の拡大（身体状況等により扉の使用に支障があると認められる場合は対象） ×雨戸の取替え ×劣化によるレール、戸車等の取替え

(5) 洋式便器等への便器の取替え

和式便器を洋式便器に取替える工事です。和式便器から暖房便座や洗浄機能等が付加されている洋式便器への取替えは、それらの機能を含めた一体型の洋式便座が一般的に供給されていることを考慮し対象とします。ただし、既に洋式便器である場合のこれらの機能等の付加のみを目的とした工事は対象外です。（介護保険制度において便器の取替えを住宅改修の支給対象としているのは、立ち上がるのが困難な場合等を想定しているためです）被保険者の身体状況等により、洋式便器の向きを変えたり、洋式便器の高さを嵩上げする工事も対象になります。

〔付帯工事〕

- ・ 便器取替えに伴う給排水工事（水洗化又は簡易水洗化に係るものを除く）
 ※水洗和式から水洗洋式の工事は給排水工事も対象です。非水洗和式から水洗洋式の給排水工事は新設とみなされ対象外です。また、電気配線、天井等の工事も対象外となります。
- ・ 便器取替えに伴う床材の変更

〔参考事例〕

対象工事	<ul style="list-style-type: none"> ○和式便器から洋式便器への取替え ○和式便器に水洗機能付き変換便座の取付け（工事を伴わないものは福祉用具扱い） ○既存便器の位置や向きを変更する工事
対象外工事	<ul style="list-style-type: none"> ×洋式便器から洋式便器への取替え（身体状況等により適正な高さのものに取替える場合は対象） ×既存の和式便器はそのまま、新規に洋式便器を設置 ×暖房便座や洗浄機能等のみを目的とし、これらの機能が付加された便座への取替え ×電気工事

※腰掛便座の設置は「福祉用具購入」の支給対象になります。

(6) 上記(1)～(5)の改修に付帯して必要となる住宅改修(再掲)

〔参考事例〕

対象工事	<ul style="list-style-type: none"> ○手すり取付けのための下地補強 ○既存手すりの撤去費（付替え、移設の場合） ○浴室の段差解消（浴室の床の嵩上げ）に伴う給排水設備工事 ○転落防止柵の設置（スロープ設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がり装置の設置） ○床材の変更のための下地や根太（ねだ）補強 ○通路面の変更のための路盤の整備 ○扉の取替えに伴う壁や柱の改修工事 ○便器取替えに伴う給排水工事（水洗化又は簡易水洗化に係るものを除く） ○便器取替えに伴う床材の変更
対象外工事	<ul style="list-style-type: none"> ×浴槽の取替えに伴う給湯器やシャワー水栓等の設備工事 ×電気工事 ×トイレ工事に伴うタオル掛けや紙巻器等の付替え ×植木撤去

◆ユニットバスの工事について

ユニットバス（壁、床、天井、浴槽が一体のもの）の工事そのものは、介護保険の住宅改修として認められていません。

ただし、介護保険の支給対象になる改修の種類を目的に、既存の浴室をユニットバスに交換する工事で、その目的を果たす部分について按分等により介護保険の対象部分を算出することができる場合に限り、保険給付の対象となります。

(1) 理由書の指示（例）

改修の理由（例）	改修の種類	工事内容
浴槽が深く、またぎ動作が困難であり、深さの浅い浴槽に取替える	段差の解消	浴槽の取替え
脱衣所と浴室に段差があり、浴室の出入りの際、転倒の危険性があるため床を嵩上げる	段差の解消	床の張替え
床が滑りやすく、転倒の危険性があるため、滑りにくい床に変更する	滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更	床の張替え
浴室の扉が内開きで、開閉の際に体がふらつき、転倒の危険性があるため、引き戸に変更する	引き戸等への扉の取替え	引き戸に取替え

(2) 工事費見積書について

介護保険対象部分と対象外部分を明確に分けて記載してください。

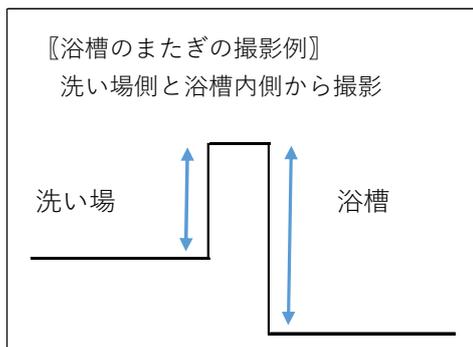
ユニットバス工事費用の按分については、施工業者が責任をもって対象費用を算定し、全体の費用と対象部分の費用を記した費用按分資料も提出してください。

(3) 積算資料の添付について

工事費見積書には、内訳書やパンフレット（品番、仕様、図面、標準価格の記載があるもの）を添付してください。

(4) 改修前及び改修後の写真について

段差解消工事（浴槽のまたぎや脱衣所と浴室の段差解消）の場合は、段差の寸法が判明できるようにスケール等をあてて、目盛りが分かるように撮影してください。



8 住宅改修費の算定上の留意点

(1) 住宅改修の設計及び積算の費用について

住宅改修の前提として行われた設計及び積算の費用については、住宅改修の費用として取扱いますが、住宅改修を伴わない設計及び積算のみの費用は支給対象外です。

(2) 新築又は増築の場合について

➤ 住宅の新築

支給対象外です。

➤ 増築の場合

新たに居室を設ける場合等は住宅改修費の支給対象外です。

廊下の拡幅にあわせて手すりを取付ける場合、便所の拡張に伴い和式便器から洋式便器に取替える場合は、「手すりの取付け」や「洋式便器等への便器の取替え」に要した費用のみ支給対象となります。

(3) 支給対象外の工事もあわせて行う場合

➤ 支給対象部分の抽出

対象部分について、面積、長さ等数量を特定して抽出し、それぞれ単価に乗じて金額を算定します。

➤ 按分による方法

解体費など区分するのが困難な費用については、適切な方法で対象範囲を按分し、その根拠を明示します。

(4) 被保険者等自ら住宅改修を行う場合

被保険者本人又は家族等が材料を購入して住宅改修を行う場合は、材料費のみが支給対象になります。この場合、提出書類の工事費見積書と工事費内訳書は、使用する材料の内訳を記載したものを被保険者本人又は家族が作成します。領収証は材料の販売者が発行したもの（レシート等）とします。

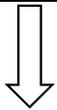
(5) ひとつの住宅に複数の被保険者がいる場合

住宅改修の支給限度額の管理は被保険者ごとに行われるため、被保険者ごとに支給申請を行うことができます。ただし、複数の被保険者に係る住宅改修を行う場合、被保険者ごとに対象工事を設定し、それが重複しないように申請してください。

9 手続の流れ

(1) ケアマネージャー等に相談

担当のケアマネージャー等に相談し、改修内容を決めます。改修内容によっては、改修費の一部や全部が認められず、利用者負担になる場合がありますので十分にご検討ください。



ケアマネージャー等は、複数の住宅改修を行う業者から見積をとるよう利用者に説明してください。

(2) 施工業者の選定

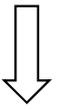
施工業者を選定し、住宅改修に係る見積書や関係書類等の準備を依頼します。



(3) 事前申請（※事前申請せずに着工した改修工事は、保険給付の対象外です）

施工業者やケアマネージャー等を通して、次の書類を長寿福祉課に提出します。

- ・提出書類確認リスト（事前申請用）
- ・介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書（着工日、完成日、申請日以外を記入）
- ・住宅改修が必要な理由書（ケアマネージャー等が作成）
- ・工事費見積書（通常、施工業者が作成）
- ・平面図（通常、施工業者が作成）
- ・工事予定箇所の写真
- ・委任状（償還払い用） ⇒ 償還払いで振込口座が被保険者本人以外の場合のみ提出
- ・介護保険住宅改修費等受領委任払いに係る委任状 ⇒ 受領委任払いの場合のみ提出



事前申請の確認は、事前申請日から7～10開庁日程度かかります。

(4) 事前申請の確認

事前申請の確認完了後、提出代行者に電話連絡し、「(3) 事前申請」で提出した介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書を長寿福祉課窓口で返却します。事前申請の確認結果については、この申請書の裏面に記載してお知らせします。

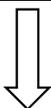


事前申請で承認された改修内容等に変更が生じた場合は、速やかに長寿福祉課に連絡します。改修内容等変更に係る必要書類の提出により、再度事前申請の確認を行います。



(5) 改修工事の着工・完了・支払い

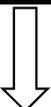
事前申請で承認された改修工事を実施します。改修工事完了後に施工業者に代金（償還払いは全額、受領委任払いは利用者負担分）を支払い、領収証を受取ります。



(6) 事後申請

施工業者やケアマネージャー等を通して、次の書類を長寿福祉課に提出します。

- ・提出書類確認リスト（事後申請用）
- ・介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書（着工日、完成日、申請日を記入）
- ・工事費内訳書（通常、施工業者が作成）
- ・領収証（原本）⇒ 後日、支給決定通知書の封筒に入れて返却します。
- ・改修前及び改修後の写真（写真内に撮影日が入れ込んであるもの）
- ・介護保険住宅改修費用額明細書兼確認書(施工業者作成)⇒受領委任払いの場合のみ提出



(7) 支給決定

被保険者に支給決定通知書が送付されます。住宅改修費については、申請書に記入した金融機関の口座に振込みます。

※生活保護受給者について

改修工事完了後、改修前及び改修後の写真（写真内に撮影日が入れ込んであるもの）を社会福祉課（生活支援係）に提出してください。

提出後、社会福祉課から利用者負担の支払いがされます。「(6) 事後申請」は、利用者負担の支払いを受け、領収証（宛名は被保険者本人）が発行された後になります。

10 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書〔記載例〕

様式第31号（第27条関係）

介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書

フリガナ	カガリ知		保険者番号	0	7	2	0	7	4				
被保険者氏名	須賀川 太郎		被保険者番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0
			生年月日	明・大・ <input type="checkbox"/> X年 X月 X日	性別	<input type="checkbox"/> 男 ・ 女							
住所	〒962-XXXX 須賀川市八幡町135番地 電話番号 0248 (75) 1111												
住宅の所有者	須賀川 花子 本人との関係（妻）												
改修の内容・ 箇所及び規模	手すり取付け（トイレ1箇所）		業者名	株式会社XXXX									
	段差解消（トイレ入り口）		着工日	年 月 日									
	洋式便器等への便器取替え（和式→洋式） 付帯工事（便器取替えに伴う給排水設備工事）		完成日	年 月 日									
改修費用	XXX,XXX円												
須賀川市長 上記のとおり関係書類を添えて居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給を申請します。 年 月 日（完成日以降の日付） 住所 須賀川市八幡町135番地 申請者 氏名 須賀川 電話番号 0248-75-1111													

事後申請時に記入

注意 1 この申請書の裏面に、領収書、住宅改修の工事内容書、介護支援専門員第3号の1住宅改修の要し等められる理由等を記載し、領収書、住宅改修の工事内容書、介護支援専門員第3号の1住宅改修の要し等及び改修後それぞれの写真を添付する。
 2 改修を行った住宅の所在地を記載する。
 居宅介護（予防）住宅改修費支給申請書

〔受領委任払い〕受領委任払取扱事業者の口座を記入する。
 〔償還払い〕被保険者本人の口座を記入する。被保険者本人以外の口座の場合は委任状（償還払い用）を添付する。

口座振込 依頼欄	銀行	信用組合	出振所	1普通預金								
	金融機関コード	店舗コード		2当座預金								
	X X X X X	X X X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	
	フリガナ	力) XXXXX										
口座名義人	株式会社XXXX											

(裏)

➤ 住宅改修の承諾書 (住宅の所有者が被保険者本人以外の場合に記入)

住宅改修の承諾書

×年 ×月 ×日

(住宅所有者) 住所 須賀川市八幡町135番地
氏名 須賀川 花子

私は、下記表示の住宅に 須賀川 太郎 が「介護保険居宅介護（予防）住宅改修費支給申請書」の住宅改修を行うことを承諾いたします。

住宅改修を行う住宅の所在地： 須賀川市八幡町135番地

➤ 転入(転居)前、入院(入所)中、**認定申請中**の事前申請確認 ⇒ 該当なし **該当あり**

* 該当ありの方は「介護保険の住宅改修における事前承諾書」に記入してください。

介護保険の住宅改修における事前承諾書

×年 ×月 ×日

事前申請日時点で新規・更新・区分変更申請中で、**認定結果がでていない場合です。** 被保険者氏名 須賀川 太郎

給はできません。 ます。 **事後申請時に記入**

(2)入院(入所)中に改修する場合、予定変更等で退院(退所)できなくなったときは、住宅改修費の支給はできません。

(3)認定申請中に改修する場合、認定結果が非該当のときは、住宅改修費の支給はできません。

事前申請時に記入		事後申請時に記入		
転入(転居)予定日		転入(転居)日		
退院(退所)予定日	×年×月×日	退院(退所)日		
要介護認定申請日		要介護認定日	介護度	

住宅改修事前申請確認結果					事前申請受付日
介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給に係る事前申請の内容について、次のとおり確認しました。					
確認日	年	月	日	承認	する・しない
不承認の理由					
支給対象額	円	備考			
※これは事前申請時における改修内容を確認したものであり、最終的な住宅改修費の支給決定ではありません。また、支給対象額は保険給付の対象となる住宅改修費用(上限20万円)です。支給金額とは異なりますのでご注意ください。					

(8) 工事費見積書（工事費内訳書）の作成例

×年×月×日

被保険者氏名 **須賀川 太郎 様**

住所：**須賀川市八幡町135番地**

金額：〇〇〇〇〇

着工予定日：×年×月×日

着工日： 完了日：

工事費（ **見積書** ・ 内訳書 ）

事前申請時は見積書に丸囲み
事後申請時は内訳書に丸囲み

施工業者住所：**須賀川** 番地
施工業者名：**(株)××**

電話番号：〇〇-〇〇〇〇
担当者氏名：×× ××

見積日を記入

住宅改修費の支給対象となる費用を明示する。(支給対象外を含む場合は、定価等から按分して支給対象部分を記載)

介護保険対象部分

見積書には着工予定日を
内訳書には着工日と完了日を記入

算出根拠

住宅改修の種類 (※1)					数量	単位	単価	金額	算出根拠	
	①	②	③	(材料費)						
(1) ① トイレ 壁				(材料費)	L型 〇〇〇mm	1	本	〇〇〇〇	〇〇〇〇〇	2000mm (定価〇〇〇〇円) × 〇〇%
(1) 手すりの取付け (2) 段差の解消 (3) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 (4) 引き戸等への扉の取替え (5) 洋式便器等への便器の取替え (6) その他住宅改修に付帯して必要となる改修				(材料費)	エンドブラケット	2	個	〇〇〇〇	〇〇〇〇〇	
				(材料費)	取付金具	2	個	〇〇〇〇	〇〇〇〇〇	
				(施工費)	施工取付費				〇〇〇〇〇	
					小計				〇〇〇〇〇	
(2) ② トイレ 床				(施工費)	敷居撤去費				〇〇〇〇〇	
					小計				〇〇〇〇〇	
(5) ③ トイレ 便器				(材料費)	××社製洋式便器	1	台	〇〇〇〇	〇〇〇〇〇	定価〇〇円 (うち〇〇円対象外)
				(施工費)	既存便器解体撤去				〇〇〇〇〇	
					床(タイル)撤去				〇〇〇〇〇	便器床部分を1/3で按分
					給水・排水管移設				〇〇〇〇〇	
					施工取付費				〇〇〇〇〇	
					電気工事					介護保険対象外
					小計				〇〇〇〇〇	
					小計				〇〇〇〇〇	
					諸経費			0%	〇〇〇〇〇	
					合計				〇〇〇〇〇	
					消費税			0%	〇〇〇〇〇	
					総合計				〇〇〇〇〇	

平面図や写真の番号を記載する。

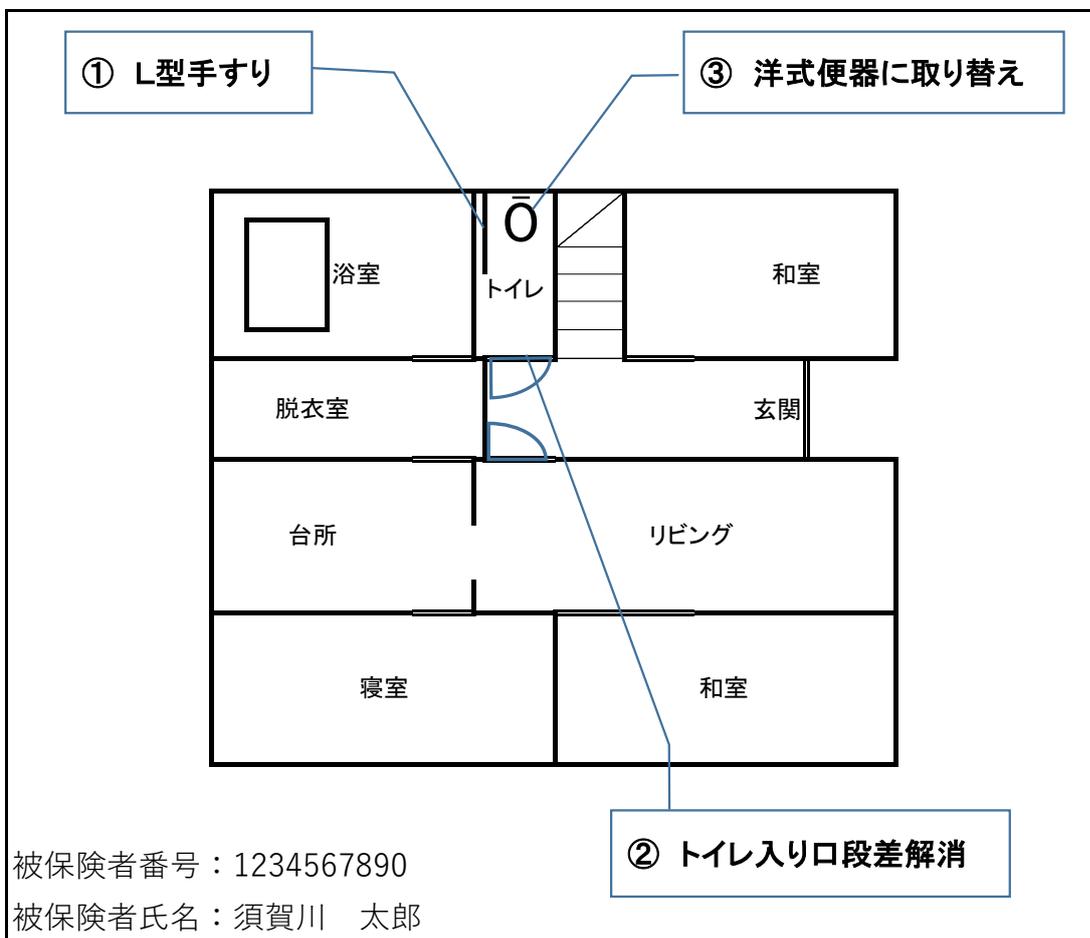
・「〇〇工事一式」は不可。改修内容、材料費、施工費、諸経費に分けて算出する。
・諸経費には、設計及び積算の費用が含まれるが、書類作成費(平面図や写真代等)や申請代行手数料等の経費は支給対象外。

(※1) 住宅改修の種類： (1) 手すりの取付け (2) 段差の解消 (3) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 (4) 引き戸等への扉の取替え (5) 洋式便器等への便器の取替え (6) その他住宅改修に付帯して必要となる改修

(※2) 名称： 材料費、施工費、諸経費等を分けて記載すること

1 3 平面図〔作成例〕

- (1) 工事する階全体の平面図を作成する
- (2) 改修箇所や改修内容を記載する
- (3) 動線確認のため、改修が必要な場所の部屋の用途（寝室・居室など）や浴槽・トイレの位置や向きも記載する
- (4) 屋外工事の場合は、建物と玄関位置が分かるように作成する
- (5) 改修箇所ごとに番号を記入し、写真や工事費見積書と連動させる
- (6) 平面図の作成例



1 4 改修前及び改修後の写真〔見本〕

(1) 事前申請

住宅改修写真貼付台紙(事前申請用)			
被保険者氏名	須賀川 太郎	被保険者番号	1234567890
施工業者名	㈱××××		
改修箇所	1階廊下	No	①
住宅改修の種類	手すりの取り付け	撮影日	×年×月×日
改修前の写真			
改修箇所		No	
住宅改修の種類		撮影日	
(写真を貼付してください)			
<small> * 写真内に日付を入れてください。(カメラの日付機能が黒板等による写し込み) * 改修箇所がわかるように、油性ペン等で印をつけてください。 </small>			

➤ 改修箇所ごとに撮影してください。

➤ 改修箇所がわかるように、油性ペン等で印をつけてください。

➤ 番号を記入し、工事費見積書や平面図と連動させてください。

※事後申請では、撮影日が写真内に入れ込んである改修前及び改修後の写真（カメラの日付機能が黒板等による写し込み）を提出します。改修前の写真は着工前にしか撮影できないため、確実に写真内に撮影日が入れ込んである写真を撮っておいてください。（改修前の写真に不備があると、住宅改修費を支給できない場合があります）

(2) 事後申請

住宅改修写真貼付台紙(事後申請用)			
被保険者氏名	須賀川 太郎	被保険者番号	1234567890 No ①
施工業者名	㈱××××		
改修箇所	1階廊下	住宅改修の種類	手すりの取り付け
改修前	撮影日	×年×月×日	
改修前の写真			
改修後	撮影日	×年×月×日	
改修後の写真			
<small> * 写真内に日付を入れてください。(カメラの日付機能が黒板等による写し込み) * 段差解消の場合、段差の寸法が判明できるようスケール等をあてて、目盛がわかるようにしてください。 * 工事前の写真と同じ角度から撮影し、工事前後がわかるようにしてください。 </small>			

➤ 改修前及び改修後の写真を添付してください。

➤ 撮影日は写真内に入れ込んでください。日付機能がないカメラの場合は、黒板等に日付を記入して撮影してください。

➤ 改修前及び改修後の写真は同じ角度から撮影してください。

➤ 段差解消の場合、段差の寸法が判明できるようスケール等をあてて、目盛がわかるようにしてください。

1 5 委任状〔記載例〕

(1) 委任状（償還払い用）

委任状（償還払い用）

須賀川市長

×年 ×月 ×日

委任者（被保険者）

住 所 須賀川市八幡町 135 番地

氏 名 須賀川 太郎



私は、下記の者に介護保険の

- 居宅介護（介護予防）福祉用具購入費
- 居宅介護（介護予防）住宅改修費

の受領に関する権限を委任します。

受任者

住 所 須賀川市八幡町 135 番地

氏 名 須賀川 花子



支払方法が償還払いで、振込口座が被保険者本人以外の場合に提出してください

(2) 介護保険住宅改修費等受領委任払いに係る委任状

第8号様式(第12条関係)

介護保険住宅改修費等受領委任払いに係る委任状

須賀川市長

私は、下記の受領委任払取扱事業者に介護保険の住宅改修費・福祉用具購入費の受領に関する権限を委任します。

なお、市が受領委任払取扱事業者に対して口座振込の通知をする際、私の被保険者番号、氏名、住宅改修費・福祉用具購入費の支給金額を当該通知書に記載することに同意します。

×年 ×月 ×日

委任者(被保険者) 住所: 須賀川市八幡町135番地

氏名: 須賀川 太郎



受領委任払取扱事業者名: 株式会社XXXX

受任承諾書(兼確約同意書)

上記内容について受任いたします。また施工・販売にあたっては、別紙確約書の内容を遵守することに同意します。

×年 ×月 ×日

受任者(事業者) 住所: 須賀川市XX字XX1番地

事業者名: 株式会社XXXX

代表者名: 代表取締役 XX XX



支払方法が受領委任払いの場合に提出してください

1 6 介護保険住宅改修費用額明細書兼確認書〔記載例〕

第9号様式（第14条関係）

介護保険住宅改修費用額明細書兼確認書

須賀川市長

×年 ×月 ×日

（事業者） 住 所 須賀川市××字××1番地

事業所名 〇〇〇〇〇

代表 工事費内訳書の金額と同額

介護保険住宅改修費用額及び明細は次のとおりです。

住宅改修事前申請確認結果の支給対象額と同額

被保険者氏名	須賀川 太郎			須賀川市八幡町135番地
改修総費用額（税込）	支給対象額	保険給付申請額 （小数点以下切捨）	1割負担 の場合	利用者負担額
①		②		①-②
400,000	105,555	94,999		305,001

保険給付申請額 = 「支給対象額」 × 90%（1割負担の場合）
 〃 × 80%（2割負担の場合）
 〃 × 70%（3割負担の場合）
 ※住宅改修における負担割合適用日は、原則として領収証に記載された日です。
 （工事完了日と領収日が異なる場合は、工事完了日における負担割合を適用します）

利用者確認欄

上記内容のとおり、住宅改修工事が完了したことを確認しました。

×年 ×月 ×日

（被保険者氏名） 須賀川 太郎

（代筆者氏名） 須賀川 花子

17 領収証〔見本〕

(1) 領収証は原本を提出

支給決定後、支給決定通知書の封筒に入れて被保険者に返却します。

(2) 生活保護受給者の領収証

生活保護受給者の場合、利用者負担の支払いは社会福祉課（生活支援係）で行いますが、領収証の宛名は必ず被保険者本人で作成願います。

(3) 領収証の例

領 収 証									
被保険者氏名			日付を記入 ×年 ×月 ×日						
須賀川 太郎 様									
金額			¥	3	0	5	0	0	1
但 介護保険住宅改修工事代として									
上記正に領収いたしました									
〒962-××××			【受領委任払の場合】						
須賀川市×××			介護保険住宅改修費用額明細書						
(株)××××			兼確認書の「利用者負担額」と同額						
電話番号0248-			【償還払の場合】						
			工事費内訳書の金額と同額						

18 提出書類確認リスト〔記載例〕

(1) 事前申請用

介護保険住宅改修

提出書類確認リスト（事前申請用）

被保険者番号	1234567890	氏名	須賀川 太郎
介護度	申請中・要支援（介護3）	認定期間	X.X.X ~ X.X.X
着工予定日	×年×月×日	支給限度基準額	200,000 円
提出代行者	施工業者・ <u>理由書作成者</u> ・その他（氏名： 続柄： ） 連絡先：××××-××××-××××		

※チェック欄に「」してください

〔支払方法〕

償還払い ⇒ (1)～(5)、(6)は該当者のみ提出

受領委任払い ⇒ (1)～(5)、(7)を提出

〔提出書類〕

(1) 居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書

被保険者氏名、住所が介護保険被保険者証と一致している

着工日、完成日、申請日以外の必要事項が記入されている

(2) 住宅改修が必要な理由書

(3) 工事費見積書

改修内容、材料費、施工費、諸経費が明確に区分されている（工事一式は不可）

給付対象工事のみの抽出や給付対象外部分を明示して作成している

住宅改修が必要な理由書と整合性がとれている

宛名が被保険者名になっている

着工予定日が記載されている

(4) 平面図

改修箇所や改修内容が記載されている

改修箇所ごとに番号を記入し、工事費見積書や写真の番号と連動している

(5) 工事予定箇所の写真

改修箇所ごとに撮影されている

改修箇所が油性ペン等で明示されている

※事後申請用の改修前後の写真には写真内に撮影日が入れ込んであるものが必要です。

(6) 委任状（償還払い用） ⇒振込口座が被保険者本人以外の場合のみ提出

(7) 介護保険住宅改修費等受領委任払いに係る委任状

(2) 事後申請用

介護保険住宅改修

提出書類確認リスト（事後申請用）

被保険者番号	1234567890	氏名	須賀川 太郎
提出代行者	施工業者・ <u>領収書作成者</u> ・その他（氏名： 連絡先：XXXX-XXXX-XXXX		続柄：（ ）

※チェック欄に「」してください

〔支払方法〕

- 償還払い ⇒ (1)～(4)を提出
 受領委任払い ⇒ (1)～(5)を提出

〔提出書類〕

(1) 居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書

- 着工日、完成日、申請日が記入されている

(2) 工事費内訳書

- 工事費見積書の内容と同様になっている
 宛名が被保険者名となっている
 着工日と完了日が記載されている

(3) 領収証（原本）

- 宛名が被保険者名になっている
 但し書きの記載に介護保険住宅改修の工事であることが明記されている
 領収日が記載されている

(4) 改修前及び改修後の写真（写真内に撮影日が入れ込んであるもの）

- 改修箇所ごとに撮影されている
（段差解消の場合、固定状況や段差の状況が確認できる）
 改修前及び改修後の写真は同じ角度で撮影されている
 写真内に日付が入れ込んである（カメラの日付機能が黒板等による写し込み）

(5) 介護保険住宅改修費用額明細書兼確認書

- 保険給付申請額や利用者負担合計額の計算が合っている

19 介護保険住宅改修費申請取下げ書〔記載例〕

介護保険(福祉用具購入費・住宅改修費)申請取下げ書

須賀川市長

×年×月×日に申請した(福祉用具購入費・住宅改修費)支給に係る申請について、次のとおり取下げます。

被 保 険 者	被保険者番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	提出日	×年×月×日
	フリガナ	スカガワ タロウ										生年月日	明・大・昭 ×年×月×日
	氏名	須賀川 太郎										性別	男・女
	住所	須賀川市八幡町135番地											

取下げ事由

事前申請後に容体が急変し、住宅改修の必要性がなくなったため。

提 出 代 行 者	名称	該当に○ (地域包括支援センター・居宅介護支援事業者・特定福祉用具販売事業者・住宅改修事業者) ××居宅介護支援事業所
	住所	須賀川市××字××999番地

20 受領委任払取扱事業者登録について

居宅介護（介護予防）住宅改修費の受領委任払いを取扱うには、事業者登録が必要です。事業者登録はそれぞれの事業所ごとに届出が必要です。

(1) 登録要件

- ▶ 次の要件をすべて満たす事業者
事業者に市税の滞納がないこと
過去に須賀川市の被保険者に対して介護保険における住宅改修の対象工事を行っていること
介護保険における住宅改修の対象工事内容について、十分な知識があること

(2) 届出書類（提出先：長寿福祉課介護保険係）

- ▶ 事業者登録するとき
介護保険住宅改修等受領委任払取扱事業者登録届出書
介護保険住宅改修費受領委任払いに係る取扱確約書
市町村税に係る納税証明書（直近年度分） ⇒ 証明年月日が届出日の属する月の1日以降のもの

↓

※法人は法人分、個人事業主は代表者分を提出してください。
個人事業主で非課税の場合は、非課税証明書を提出してください。

- ▶ 事業者登録における届出事項に変更があったとき
介護保険住宅改修等受領委任払取扱事業者登録事項変更届出書
- ▶ 事業の廃止等による登録の辞退（休止・再開）するとき
介護保険住宅改修費等受領委任払取扱事業者登録辞退（休止・再開）届出書

(3) 届出の受付期間

登録の届出の受付は1年に1度行い、その期間は原則3月1日から3月末まで

(4) 登録の有効期限

登録した日に属する年度末まで

(5) 登録事業者の公表

市ホームページにて登録事業者を公表

(6) その他

受領委任払いの取扱いができるのは、事前申請から事後申請まで登録を受けている事業者です

2 1 住宅改修理由書作成手数料について

住宅改修費支給申請には理由書が必要です。理由書の作成は、居宅介護（介護予防）支援の一環であるため、担当のケアマネージャー等が作成することになっています。

住宅改修以外のサービスの利用がなく、担当のケアマネージャー等がない方への理由書の作成について、その作成者が属する事業所に住宅改修理由書作成手数料を支給します。

(1) 対象となる理由書

理由書作成日の属する月に、居宅介護サービス計画費及び介護予防サービス計画費の支給を受けていないこと

(2) 請求できる事業者

居宅介護支援事業所又は地域包括支援センター

(3) 手数料額

1件につき2,000円に消費税及び地方税を加えた額（消費税及び地方消費税の額については、理由書に基づく住宅改修の完了日を基準日とした率により算出する）

(4) 手数料の請求

支給申請月の翌月10日までに「住宅改修理由書作成報告書兼手数料請求書」により請求する

別記様式（第4条関係）
住宅改修理由書作成報告書兼手数料請求書（記入例）

×年 ×月 ×日

須賀川市長

所在地 須賀川市××字×××××番地
居宅介護 名称 社会福祉法人 ××福祉会
支援事業者等 代表者 理事長 須賀川 太郎

住宅改修理由書の作成について、下記内訳のとおり実施しましたので報告します。
住宅改修理由書作成手数料について、下記のとおり請求します。

記

××年 4月分請求額		¥	×	×	×	×
------------	--	---	---	---	---	---

※金額の前には¥を付けてください。
※手数料：1件当たり2,000円に消費税及び地方消費税を加えた金額

被保険者番号	利用者氏名
1234567890	×× ××
0123456789	×× ××
計	(2 件)

2.2 介護予防住宅改修事業（介護保険以外のサービス）

要介護認定が非該当の方でも、介護予防住宅改修事業（介護保険以外のサービス）を利用して住宅改修費の助成が受けられる場合があります。

詳しくは長寿福祉課介護保険係（☎0248-88-8117）又はお住いの地域を担当する地域包括支援センターにお問い合わせください。

（1）事業内容

高齢者の自立生活を継続するための住宅改修費に対する助成

（2）対象者

市民税非課税世帯（高齢者と別世帯であっても、同一敷地に居住し生計を同じくする場合を含む）の60歳以上の高齢者で次の要件に該当する方

- ▶ 要介護認定で非該当と認定された方、又は要介護認定は受けていないが、明らかに非該当に相当すると認められる方
- ▶ 転倒などの危険性があり住宅の改修が必要と認められる方

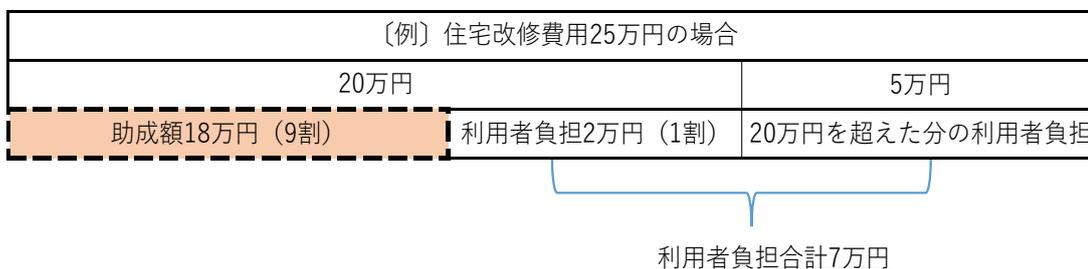
（3）助成額及び利用者負担額

▶ 助成額

改修費用の9割を助成（1住宅あたり最大18万円助成）

▶ 利用者負担

改修費用20万円まではその1割を利用者負担（20万円を超えた分は全額利用者負担）



（4）地域包括支援センターの連絡先

地域包括支援センターとは、市が業務委託している事業所です。

事業所名	担当地区	住所	電話番号
中央地域包括支援センター	須賀川・浜田	須賀川市八幡町135番地 (須賀川市役所内)	88-8215
西部地域包括支援センター	西袋・稲田・仁井田	須賀川市長祿町1番地 (公立岩瀬病院西側)	75-3222
東部地域包括支援センター	小塩江・大東	須賀川市小作田字仲田23番地1 (大東公民館斜め向い)	79-1551
長沼・岩瀬地域包括支援センター	長沼・岩瀬	須賀川市志茂字末津久保1番地2 (特別養護老人ホーム長沼ホーム)	67-3113

2 3 住宅改修における事業者の選定について（参考）

介護保険制度においては、基本的に都道府県等の指定を受けなければ介護サービス事業者として従事できないことになってはいますが、住宅改修に限っては介護保険での指定制度が設けられていません。このため、制度上はどの事業者を利用しても支給要件に問題がなければ保険給付されます。

しかし、**指定制度がない反面、他の介護サービス事業者と異なり、要介護認定を受けている方への理解や、介護保険制度に関する知識及び情報が不足している場合があります。**その結果、利用者に不利益が生じてしまう可能性もあります。

住み慣れた自宅で安心して暮らしていくために、身体の状態に適応した住宅改修サービスが提供されることはとても重要であり、**そのサービスを提供する事業者を選ぶのは利用者自身です。住宅改修の事業者を選定する参考として、次の内容をご確認ください。**

➤ 改修費用の妥当性

住宅改修の費用の妥当性を判断するためにも、2～3社に見積を依頼しましょう。金額だけでなく、見積書の内容も確認しましょう。

➤ 介護保険制度の住宅改修における知識や実績

介護保険制度の住宅改修は、利用者の身体状態に応じて、手すりなどの種類や設置位置が重要です。建築についてだけでなく、介護や福祉の知識が豊富で実績のある事業者であるか確認しましょう。

➤ 話にしっかり耳を傾けてくれる

住宅改修は、身体状態や生活習慣によってその内容が変わります。利用者やその家族、ケアマネージャーなどの意見をしっかり聞いてくれる事業者であるか確認しましょう。

➤ リハビリ専門職などとの連携

必要に応じてリハビリ専門職などの意見を踏まえて住宅改修するケースもあります。リハビリ専門職などと連携・調整できる事業者か確認しましょう。

➤ 改修後のアフターサービス

身体状態が変化したときに対応してもらえるよう、定期的にモニタリング等のサービスがあるか確認しましょう。